

市長への手紙

あなたの声を 聴かせてください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんの市政に対する提言・要望・意見などを幅広く聴いて、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた意見は、市長が直接目を通し、各課に対応を指示します。回答を希望する人には、書面またはEメールで回答します。回答には、1・2カ月程度の期間を要します。

各課でも、担当する業務について意見や要望を受け付けています。道路の補修や公園遊具の修理など早急な対応が必要な場合は、直接相談してください。

寄せられた意見の内容によっては、市の回答と併せて「広報なりた」や市ホームページに無記名で掲載する場合があります。

市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館など市の施設に専用の用紙(受

取人払い)が置いてあります。

専用の用紙以外を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

市長へのFAX

市内からは次の番号に送信してください。送信料はかかりません(コンビニエンスストアからは有料となる場合があります)。
0120・860・279

市外からは次の番号に送信してください。送信料はかかりません。
FAX 0476・24・1086

市長への電子メール

市ホームページの「市長への電子メール」(<http://www.city.narita.chiba.jp/form>)から送信できます。

Eメール(ntsodan@city.narita.chiba.jp)も利用できます。あらかじめ、このアドレスからの電子メールを受信できるように設定してください。

市政とは関係のない内容や、個人・団体を誹謗中傷(ひぼうちゆうけう)するようなものを受け付けません。

回答を希望する場合は、住所・氏名・電話番号を忘れずに書いてください。記入がない場合は、参考意見として受け付けます。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

個人事業税の納付

期限は11月30日です

個人事業税の第2期分の納期限は、11月30日(水)です。

金融機関、コンビニエンスストアで納めてください。

※くわしくは佐倉国税事務所(☎043・483・1114)へ。

犯罪・事故相談窓口

被害者のために

県警では、犯罪や事故の被害者や遺族・家族に対し、次の相談窓口を設けています。

○相談サポートコーナー…☎04

3・227・9110

○女性被害110番…☎043・223・0110

○少年センター…☎0120・7

83・497

○女性相談所…☎0120・04

8・224

○メール相談…tekkaisoudan@police.pref.chiba.jp

※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

火葬や式場の利用

申し込みは

八富成田斎場へ

八富成田斎場では通夜と告別式



静かな環境に立つ八富成田斎場

を行うことができ、霊きゆう車の

利用(市内の自宅、病院などから斎場まで)や祭具の貸し出しも受け付けています。

ペットの火葬は、犬・猫・ウサギなどの小動物を対象に、ペット火葬場(八富成田斎場向かい)で行っています。利用には予約が必要です。予約は八富成田斎場☎23・4511で受け付けています。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

千葉県民のつどい

犯罪被害者支援を知る

県では、犯罪被害者の実情や被害者支援の必要性を考える「千葉県民のつどい」を開催します。

日時 11月27日(日) 午後1時～4時

会場 千葉県生涯学習センター
内容 II 被害者遺族による講演など
参加費 II 無料

※申し込みは11月22日(火)までに県くらし安全推進課(☎043・223・2333)へ。

市長日誌



10月16日～31日

16日	昭栄地区敬老会
19日	Hondaエコマイレージ2016全国大会下総高校優勝報告会
20日	航空機事故消火救難総合訓練 県道成田神崎線整備促進期成同盟要望活動(県議会・県執行部)
21日	仁川広域市中区友好訪問団表敬訪問 印旛沼クリーンハイキング スペシャルオリンピックス日本・千葉設立15周年記念 千葉地区大会(ボウリング競技) 中台地区敬老会
22日	遠山地区・久住地区敬老会
23日	印旛都市広域市町村圏事務組合議会定例会
25日	成田商工会議所臨時議員総会
27日	首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議 駅頭キャンペーン
28日	下総地区空港対策委員会 成田空港機能拡充に係る説明会
29日	久住地区空港対策委員会 成田空港機能拡充に係る説明会 消防操法大会
30日	吉倉管理組合創立30周年記念式典 橋賀台地区敬老会
31日	千葉県市長会定例会



クリーンハイキングであいさつ(22日)

環境美化運動

美しいまちを 私たちの手で

12月4日(日)を中心に、区や自治会などの協力により、環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに投げ捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。

個人で環境美化運動に参加する場合は、事前にクリーン推進課(☎20・1530)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

労働保険適用促進強化期間

事業主の皆さんへ

労働者を1人でも使用する事業主(農林水産業の一部を除く)は、

労働保険(労災保険・雇用保険)に加入することが法律で義務付けられています。

まだ加入していない事業主は、加入手続きをしてください。

※くわしくは千葉労働局労働保険徴収課(☎043・221・4317)へ。

野焼き

禁止されています

野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、有害物質の発生の恐れがあるだけでなく、灰で洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられないなど、近隣住民の迷惑になります。特に、これからの季節は空気が乾燥し火災の原因ともなりかねません。

野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。禁止の例外とな

る行為も、周辺地域の生活環境に著しく影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

青色決算・消費税説明会

分かりやすく教えます

成田税務署では、所得税の青色申告決算書の作成や消費税・地方消費税の申告書などの書き方の説明会を開催します。

また、個人で事業や不動産の貸し付けを行う人は、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。保存制度の詳細は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/tetsuzu/ki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm>)を確認してください。

期日と会場

○12月1日(木)：印旛合同庁舎2階大会議室

○12月2日(金)：印西市役所3階大会議室

○12月6日(火)：八街市中央公民館2階小・中会議室

○12月9日(金)：成田市中央公民館講堂

時間：午後1時30分～3時30分

※くわしくは成田税務署個人課税第1部門(☎28・5151)内線212・音声案内で2番を選択へ。

自動交付機の利用サービス

平成29年7月に終了

市民課(市役所1階)・中央公民館・三里塚コミュニティセンターの3カ所に設置されている自動交付機による証明書交付サービスは、平成29年7月30日(日)に終了します。終了後「なりた市民カード」は使用できなくなります。

なお、「印鑑登録証」なりた市民カード」は印鑑登録証明書の交付を受けるときに必要になります。市では、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付サービスを行って

いますので利用してください。

育児・介護や雇用に関する法律

改正されました

育児・介護休業法と男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月1日から施行されます。

主な改正項目は次の通りです。

- 介護休業の分割取得
- 半日単位の子の看護休暇
- 妊娠・出産・育児休業を理由とする嫌がらせなどに対する防止措置義務

※くわしくは千葉労働局雇用環境・均等室(☎043・221・2307)へ。

今月の納期限

11月30日(水)

- ①国民健康保険税(第5期)
- ②後期高齢者医療保険料(第5期)
- ③介護保険料(第5期)

※くわしくは①納税課(☎20-1519)、②保険年金課(☎20-1547)、③介護保険課(☎20-1545)へ。

市営住宅の入居者を募集

12月1日から受け付け

市では、市営住宅の入居者を募集します。

申し込み資格は次の要件を全て満たす人

○住宅に困っている

○同居しようとする親族がいる
(桜川団地は条件により単身で入居できる場合があります)

○所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8,000円以下(高齢者・障がい者・子育て世帯などは21万4,000円以下)

団地名(所在地)	募集戸数	間取り	入居人数
北団護台団地 (団護台1385-1)	3戸 (3、5階)	3DK (6、6.5、4.5畳)	2人以上
南団護台団地 (団護台1254-2)	1戸 (1階)	2DK (6、6畳)	2人以上
中団護台団地 (団護台2-3-1)	1戸 (1階)	3DK (6、6、6畳)	2人以上
桜川団地 (三里塚248)	4戸 (1、4階)	3K (6、4.5、3畳)	1人以上
名木団地 (名木931)	1戸 (平屋)	3K (6、6、4.5畳)	2人以上

下)

○市内に続けて6カ月以上、居住しているか勤務先がある

○市税を滞納していない

○申込者・同居しようとする親族が暴力団員ではない

○連帯保証人がいる

○家賃を希望する住宅や、世帯の所得額によって異なる

○申込書の配布は11月15日(火)から建築住宅課(市役所5階)、下総・大栄支所で配布

○申し込み方法は申込書に必要事項を書いて、12月1日(木)～15日(土)・日曜日を除く)に建築住宅課へ

※くわしくは同課(☎20・1564)へ。

イノシシの捕獲

3月中旬まで実施

県では、農作物に被害を及ぼすイノシシの捕獲を市や周辺市町で実施します。

捕獲するために、わなを使用します。わなには標識を設置し、周辺に注意看板を設置しますので、近づかないようにしてください。安全に努めて実施しますので、

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは県自然保護課(☎043・223・2058)へ。

確定申告のための証明書

年末調整で必要な人は申請を

市では、確定申告に必要な証明書を1月下旬に送付します。年末調整で事前に必要な人は、次の窓口で申請してください(事前申請した人には、1月の送付はしません)。

申請には、本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)を持ってきてください。

なお、証明するのは普通徴収(納付書・口座振替・ペイジー・クレジットでの納付)の金額のみです。

○国民健康保険税払込証明書：納税課・市民税課(市役所2階)、下総・大栄支所

○後期高齢者医療保険料払込証明書：保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所

○介護保険料払込証明書：介護保険課(市役所議会棟1階)、下

総・大栄支所

※くわしくは納税課(☎20・1519)、市民税課(☎20・1513)

3)、保険年金課(☎20・1547)、介護保険課(☎20・1545)へ。

5)へ。

狩猟解禁

事故防止に努めて

狩猟期間が始まりました。対象地域では、わなや銃器などによる

狩猟が行われることがあります。

山林などに出掛ける場合は、事前に対象地域を確認したり、目立つ色の服を着用したりして、事故防止に努めてください。

ハンターの皆さんはマナーを守り、安全な狩猟に努めましょう。

狩猟期間は2月15日(水)まで
対象地域は市街地・鳥獣保護区・休猟区・公道・公園・寺社境内・墓地を除く市内全域

※くわしくは県自然保護課(☎043・223・2972)へ。

市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
小中学校(37カ所)	10月3日～25日	0.03～0.09	0.03～0.10	0.03～0.09
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)	10月3日～26日	0.03～0.08	0.03～0.08	0.03～0.08
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)の砂場・ブランコなど	10月3日～26日	—	0.03～0.10	0.03～0.16
市役所(花崎町)	10月19日	0.07	0.07	0.06
	10月24日	0.07	0.07	0.07
	10月31日	0.07	0.07	0.07
下総支所(猿山)	10月19日	0.09	0.10	0.10
	10月24日	0.10	0.08	0.09
	10月31日	0.11	0.09	0.08
大栄支所(松子)	10月19日	0.06	0.06	0.05
	10月24日	0.07	0.06	0.06
	10月31日	0.06	0.05	0.06
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	10月19日	0.06	0.06	0.06
	10月24日	0.07	0.07	0.07
	10月31日	0.07	0.06	0.07
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	10月19日	0.07	0.07	0.07
	10月24日	0.06	0.06	0.06
	10月31日	0.06	0.07	0.06

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。